

# 社会福祉法人清昭会 役員報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清昭会の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び旅費について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 継続かつ安定的に就業する役員報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、報酬額を理事会及び評議員会にて次に定める1人当たりの月額範囲内で決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

報酬月額（1人当たり）	年間総額（合計）
120,000円	8,000,000円

2 前項に該当しない役員が理事会及び評議員会に出席したとき、若しくは法人及び施設の運営のための業務にあたった場合（以下「理事会等へ出席したとき」という。）は、次の基準により報酬を支払うことができる。

	報酬の基準（月額）
理事会等へ出席したとき	10,000円

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第2条1項の役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月15日に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 第3条2項会議等の都度に支給する。

(旅費及び費用弁償)

第4条 役員が理事会等へ出席したとき、及び法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人清昭会 出張旅費及び費用弁償支給規程により旅費又は費用弁償を支給することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する理事は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成30年6月21日から施行する。
- 2 この改正規程は、令和元年6月21日から施行する。